

広島市立大町小学校PTA規約

施行：昭和四十七年四月一日

最終改正：令和五年四月二十七日

第一章 総則

(名称及び事務所)

第一条 本会は広島市立大町小学校PTAといい、所在地を広島市立大町小学校（広島市安佐南区大町西二丁目24番1号）に置く。

(目的)

第二条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な成長を図るとともに、会員相互の親和と研修を図ることを目的とする。

(方針)

第三条 本会は、目的を実現させるため、次の方針を堅持して活動する。

- 一 特定の宗教、政党に偏ることなく、非宗教的、非政党的な団体である。
- 二 本会の名において、他のいかなる職務の候補者も推薦しない。
- 三 本会を利用しようとする一切の政治活動を排除する。
- 四 本会は自主性を保ち、他の団体や機関の支配や干渉を受けない。
- 五 児童の健全な成長を図るために活動する他の団体や機関に協力する。

(事業)

第四条 本会は、第二条の目的を達成するために必要に応じて次の事業を行う。

- 一 研修会、講演会等への派遣や開催
- 二 学事の奨励及び協働実施
- 三 児童の安全確保に関すること
- 四 会員相互の親和に関すること
- 五 広報活動
- 六 他団体等との交流
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第二章 会員

(会員)

第五条 本会の会員の資格を有する者は、本校児童の保護者及び教職員とする。

- 2 前項に掲げる者は、特に定めのある場合を除き、本会並びに安佐南区PTA連合会及び広島市PTA協議会の会員となるものとする。
- 3 第一項に規定する会員資格を有しないこととなった者は、退会したものとする。
- 4 会員は、本規約のほか、第三十五条に規定する運営細則及び内規に対して従う責務を有し、これら以外の規定に対して拘束されない。

(賛助会員)

第六条 本会の目的を達成するため、会長は、あらかじめ総会に報告したうえで、前条第一項に規定する会員の資格を有する者以外の者を賛助会員に指名することができる。

- 2 賛助会員は、第三条の方針に従い、第四条に規定する事業を行う。
- 3 賛助会員は第六章に規定する会議に出席することはできない。

(顧問)

第七条 会長は、特に必要があると認める場合には、顧問を指名することができる。

- 2 顧問は、第六章に規定する会議に出席し、意見を述べることができる。

(校長)

第八条 校長は、会員の資格を有する。

- 2 校長は、第六章に規定する会議において議決権を持たない。ただし、当該会議の議案の採決を行うことに対して同意を求められた場合は、その賛否を明らかにしなければならない。
- 3 校長は、教育指導その他特別な理由により役員として適当でないとする者について、会長と協議のうえ、役員選出委員会に対して、第十一条第2項に定める役員の候補者から除外することを要請できる。

第三章 役員

(役員)

第九条 本会に次のうち、必要な役員を置き、第十九条に規定する本部に所属する。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 会計
- 四 書記
- 五 幹事

(役員の仕事)

第十条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、又はその職務を代行する。
- 三 会計は、本会の会計事務を行う。
- 四 書記は、本会の会議の議事をとる。
- 五 幹事は、他の役員の仕事に補佐又は特命の仕事を担当する。

(役員を選出)

第十一条 会長は、役員を選出するため、役員選出委員会を設置する。

- 2 役員選出委員会は、役員候補者を総会に提案し、総会の議決により役員を定める。
- 3 役員選出委員会は、第八条第3項の規定に基づき校長から要請があった場合においては、原則として、この要請に応じるものとする。

(役員の仕事)

第十二条 役員の仕事は一年とする。ただし、年度途中で就任した役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、後任者の就任するまでの間においては、任期終了後もその職務を有する。
- 3 役員の再任は、これを妨げない。

(役員を罷免)

第十三条 会長は、総会において退任決議案が議決された場合にあっては、前条の仕事期間中であっても罷免される。

- 2 役員(会長を除く。)は、任期期間中において、その身分を保障される。

第四章 理事及び監査役

(理事)

第十四条 本会に理事を置き、第二十条に規定する専門部に所属する。

(監査役)

第十五条 本会に監査役を置く。

(理事並びに監査役の仕事)

第十六条 理事並びに監査役の仕事は、次のとおりとする。

- 一 理事は、第四条に規定する事業を行う。
- 二 監査役は、会計を監査する。ただし、会長の依頼があった場合には、これに基づき会計以外の事務を監査する。

(理事並びに監査役を選出)

第十七条 理事並びに監査役は、次のとおり選出する。

- 一 理事は、会長が委嘱する。
- 二 監査役は、会員の互選により選出する。

(理事及び監査役の仕事)

第十八条 理事及び監査役の仕事は一年とする。ただし、年度途中で就任した場合にあっては、前任者の残任期間とする。

- 2 理事及び監査役は、後任者の就任するまでの間においては、その職務を有する。
- 3 理事及び監査役の再任は、これを妨げない。

第五章 組織

(本部)

第十九条 本会を代表する機関として、本部を置く。

(専門部)

第二十条 本会の各分野の事業を遂行するために次の専門部を置く。

- 一 学年部
- 二 地域安全部
- 三 保健体育部
- 四 文化広報部

(特別活動部)

第二十一条 本会の親睦活動を推進するため、次の特別活動部を置く。

- 一 ソフトボール部
- 二 バレーボール部
- 三 コーラス部

第六章 会議

(総会)

第二十二条 総会は、本会の最高の議決機関で、通常総会と臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集し、会員の三分の一以上の出席をもって成立する。ただし、委任状はこれを認めるものとする。

3 総会の議長は会員の互選により選出する。

4 総会に提出された議案については、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(通常総会)

第二十三条 通常総会は毎年五月末日までに開き、次のことを決定する。

- 一 事業報告及び事業計画に関すること
- 二 予算及び決算に関すること
- 三 役員承認に関すること
- 四 規約の改正に関すること
- 五 その他重要事項

(臨時総会)

第二十四条 会長は、自ら発意するほか、運営協議会又は会員の二分の一以上の要求があった場合は、臨時総会を招集しなければならない。

2 会長は、議決を得ようとする議案が緊急を要するもの又は簡易なものにあっては、書面審議をもって臨時総会とすることができる。

3 書面審議は、第二十二条の規定に関わらず、全会員の過半数の同意をもって決定したものとみなし、委任は認めない。

(運営協議会)

第二十五条 運営協議会は、最高の執行機関で、役員、専門部の代表者、校長をもって組織する。

2 運営協議会は、会長がこれを招集し、前項に該当する者の三分の一以上の出席をもって成立し、委任は認めない。

3 運営協議会の議長は、役員がなる。

4 運営協議会に提出された議案については、出席者（校長を除く）の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

5 運営協議会では、次の事項を審議する。

- 一 総会で議決決定された事項の運営
- 二 総会に提出する議案
- 三 専門部の事業計画
- 四 保護者と職員の連絡
- 五 予算の配分及び流用
- 六 特別会計及び基金の運用
- 七 その他緊急事業の処理

(役員会)

第二十六条 役員会は、本会の運営を司る機関で、役員及び校長をもって組織する。

- 2 役員会は、会長がこれを招集し、前項に該当する者の二分の一以上の出席をもって成立し、委任は認めない。
- 3 役員会の議長は会長になる。
- 4 役員会に提出された議案については、出席者（校長を除く）の二分の一以上の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 5 緊急を要する事態等、特に必要のある場合にあっては、会長は、あらかじめ校長の了解を得たうえで、役員会の審議に代えて事後報告とすることができる。
- 6 役員会は、次の事項を審議する。
 - 一 運営協議会に提案する議案
 - 二 当初計画外の特に必要なとなった事業の実施又は予算の執行
 - 三 本会以外の団体又は個人に対する対応方針
 - 四 年度中途における人事の異動
 - 五 本会に関する情報開示の範囲
 - 六 その他本会の運営上必要な事項

(特別会議)

第二十七条 会長は、本会の運営上特に必要と認める場合にあっては、特別会議を開催することができる。

- 2 会長は、前項の特別会議を開催するにあたり、当該特別会議の開催目的、出席者の要件及び成立要件を明らかにして召集する。
- 3 特別会議の議長は、会長になる。
- 4 特別会議の議長は、出席者に対し、あらかじめ提案された議題の議決方法の承認を得たうえで審議に入らなければならない。

(採決前の同意)

第二十八条 本章に規定する会議の議長は、採決を行う場合にあっては、事前に採決を行うことに対する校長の同意を得たうえで、これを行わなければならない。

第七章 会計

(会計)

第二十九条 本会の会計は、一般会計、特別会計及び基金とする。

- 2 一般会計は、毎会計年度における本会の運営に必要な経費を処理するもので、会費及び預金利息等雑費をもって歳入に充てる。
- 3 特別会計は、事業単位で歳入と歳出を監理する必要がある経費を処理するもので、寄付金、収益金及び他会計からの繰入金をもって歳入に充てる。
- 4 基金は、複数年度にまたがった歳入により行われる事業又は不測の事態に備えた予備費に関する経費を処理するもので、一般会計及び特別会計からの繰入金をもって歳入に充てる。

(予算及び決算)

第三十条 本会の予算は、毎会計年度に総会の議決を得なければならない。

- 2 本会の決算は、監査役の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会費)

第三十一条 本会の会費は、会員に対し、教職員及び児童一人あたり月額二百円とする。

(会計年度)

第三十二条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 その他

(資料等の保存)

第三十三条 本会に関する資料等は、その重要度に応じて一定期間保存する。

- 2 保存期間中の資料等は、個人情報その他本会の運営に不利益を生じると認められる場合を除き、原則として、会員に対して公開とする。

(規約の改正)

第三十四条 本会の規約を改正する場合は、第二十二条の規定に関わらず、総会出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

(委任)

第三十五条 会長は、この規約の施行に関して必要な事項を運営協議会の議決を経て運営細則に定め、若しくは、運営細則の施行等に関して必要な事項を役員会の議決を経て内規に定める。

2 会長は、本規約のほか、前項の運営細則及び内規を全会員に対して毎年公表しなければならない。

附 則	この規約は、昭和四十七年四月一日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十一年五月十五日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十二年四月二十一日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十九年四月二十五日から施行する。
附 則	この規約は、昭和六十一年五月二日から施行する。
附 則	この規約は、平成三年五月二日から施行する。
附 則	この規約は、平成八年五月二日から施行し、平成八年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成九年五月二日から施行し、平成九年四月一日から適用する。ただし、第七条第二項第一号、第二号及び第九条第一項第二号の規定については、平成十年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十年五月一日から施行し、平成十年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十三年四月二十一日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十五年四月二十六日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十七年四月二十八日から施行する。
附 則	この規約は、平成十八年五月十二日から施行する。
附 則	この規約は、平成十九年四月二十七日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成二十二年四月二十五日から施行する。
附 則	この規約は、平成二十三年四月二十四日から施行する。
附 則	この規約は、平成二十五年四月二十七日から施行する。
附 則	この規約の全部を改正し、平成二十八年四月二十三日から施行する。
附 則	この規約は、平成二十九年四月二十二日から施行する。
附 則	この規約は、平成三十年四月二十一日から施行する。
附 則	この規約は、令和五年四月二十七日から施行する。